

# 第Ⅰ章 第2期基本方針及び基本計画の策定にあたって

## I 基本方針及び基本計画策定の背景・趣旨

人は、誰でも生まれながらにして自分らしく、そして幸せに生活するという基本的人権をもっています。

日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」として平等の権利を定めています。

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するために、我が国では、部落差別や、女性、子ども、高齢者、障害のある人などにかかる人権課題に対し、人権が尊重される社会の実現をめざして様々な取り組みが進められてきました。

しかし、インターネット上で他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現の掲載をはじめ、性的指向・性自認に対する偏見、児童虐待の深刻化、いじめによる自殺の発生など依然として多くの人権問題が残存しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、その感染者や医療従事者等に対する偏見や差別などが発生し、人権問題はますます多様化・複雑化しています。

日本国憲法で掲げる人権が尊重される社会の実現のために、人権について「我が事」として考え、人権問題の解決に向け主体的に取り組む意識や態度を育む人権教育、啓発の推進が一層必要となっています。また、人権問題は、個人の存在や尊厳を冒す社会的な問題として、その解決に向けて、重点的に取り組まなければならない行政課題でもあります。その解決にあたっては、個別的・具体的な人権侵害から問題を明らかにし、人権尊重の視点でその解決に向けた取り組み課題を設定し計画的・効果的な施策の推進が求められます。

本市では、平成24(2012)年3月に「羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」(以下「第Ⅰ期基本方針及び基本計画」という。)を策定し、人権施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

第Ⅰ期基本方針及び基本計画は、令和3(2021)年度末をもって終了することから、新たに顕在化してきている人権問題やこの間での取り組みの成果と課題、市民の人権意識の現状などを踏まえ、人権施策及び人権教育、啓発の取り組みを引き続き充実させていくため、「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」(以下「本基本方針及び基本計画」という。)を策定することが必要です。

本基本方針及び基本計画に則り、総合的かつ計画的に人権施策に取り組み、一人ひとりの<人権が尊重される明るい社会の実現をめざします。

### (1) 人権をめぐる動き

#### ① 国際的な主な動き

昭和23(1948)年12月10日、国際連合(国連)第3回総会において人権及び自由を尊重し確保するために、2度にわたる世界大戦の反省から、すべての人民とすべての国とが達成

すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。この世界人権宣言に基づき、国連では「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など様々な人権に関する規約や条約が採択されています。

また、平成5(1993)年には世界人権宣言45周年を記念しウィーンで開かれた国連による「世界人権会議」において人権教育の重要性を強調した「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。

これを受け、平成6(1994)年12月の国連総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を計画期間とする「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。この計画終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、平成17(2005)年7月に「人権教育のための世界計画」が決議され、その後、段階ごとに重点目標を定めた行動計画が示されるなど、世界的な枠組みの中で人権教育の取り組みが推進されてきました。

この世界計画では、平成17(2005)年から平成21(2009)年までを、初等・中等教育に焦点をあてた人権教育のための「第1フェーズ行動計画」、そして平成22(2010)年から平成26(2014)年までを高等教育と教育者や公務員に焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」とし人権教育に関する様々な取り組みが進められました。平成23(2011)年12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会で採択されました。その後、人権教育のための世界計画は、平成27(2015)年から平成31(2019)年を、第1、第2フェーズ行動計画の実施強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てた「第3フェーズ行動計画」とし、令和2(2020)年からは「第4フェーズ行動計画」として、若者に焦点をあてた取り組みが進められています。

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」(10ページ参照)では、持続可能な世界を実現するため、「貧困をなくそう」や「人や国の不平等をなくそう」など17の目標と169のターゲットが設定され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、これら目標の達成に向け、我が国も含め世界の国々や様々な団体は、普遍的な取り組みとして様々な活動を積極的に進めています。

さらに、平成28(2016)年には「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」が、平成29(2017)年には「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」と「開発における女性」がそれぞれ採択されています。

## ② 国内の主な動き

国においては、日本国憲法のもとで「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を締結し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

昭和40(1965)年に出された「同和対策審議会答申」では、部落問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障されている基本的人権に関する課題であるとともに、その早急な解決は国及び地方公共団体の責務であり、国民的課題であることが初めて明記されました。

平成8(1996)年の「地域改善対策協議会」の意見具申では、「差別解消に向けた教育及び啓発の推進」「人権侵害による被害者の救済等の対応の充実強化」などが求められており、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと指摘し、また、あらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組むべきと指摘しています。同年に「人権擁護施策推進法」が制定され、平成9(1997)年に「人権擁護推進審議会」が設置されました。平成11(1999)年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が取りまとめられ、平成12(2000)年に、国や地方公共団体などの人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行されました。そして、同法に基づき平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、この基本計画に基づき人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。平成23(2011)年には、同計画は改定され、内容に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されています。

その後、人権問題への意識を高める取り組みとして、平成28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、そして「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」という人権に深く関わる、いわゆる人権三法が施行されました。令和元(2019)年には、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などが盛り込まれた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されました。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの個別の人権問題に関する法整備が進められ、令和2(2020)年には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワーハラスメント防止法）」が施行されています。

### ③ 大阪府の主な動き

大阪府では、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年大阪府行動計画（策定後の状況変化などを踏まえ、平成13(2001)年に見直しを行い、「人権教育のための国連10年大阪府後期行動計画」として改訂）」を国に先駆けて策定しました。その中では、「あらゆる人々が、あらゆる機会・場において実施される人権教育を通じて、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践し、人権という普遍的文化の創造をめざす」ことを基本理念に、人権教育の取り組みを進めています。

平成10(1998)年に施行した「大阪府人権尊重の社会づくり条例」は、人権尊重の社会づくりに関する大阪府の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るために施策及び人権擁護に資する施策の推進の基本となる事項を定めました。平成11(1999)年3月に、人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進するため、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」が策定されました。

平成13(2001)年には、大阪府人権尊重の社会づくり条例に基づき「大阪府人権施策推進基本方針」を策定し、この方針に基づく施策を推進するため、平成17(2005)年3月に「大阪府人権教育推進計画」を策定しています。平成27(2015)年3月には、大阪府人権教育推進計画を改定し、人権教育のさらなる充実など、人権意識の高揚を図るための施策の総合的な推進を図っています。そのほか、平成14(2002)年には「男女共同参画推進条例」を制定するなど、それぞれの人権問題の解決に向けた取り組みを進める中で、各種計画等の策定や改訂が進められています。

平成27(2015)年10月には、差別解消についての理解を深めるための「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定されました。「差別の未然防止」及び「個別事象の適切な解決」を目的としたガイドラインは、平成29(2017)年3月と平成30(2018)年3月に改訂が行われています。

近年、人権課題が多様化・複雑化している中、増加する外国人旅行者や外国人労働者の受け入れを見据えた国際都市にふさわしい環境整備のため、令和元(2019)年10月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が一部改正されました。それとともに、人権施策の推進にあたって、府民、事業者の責務を明らかにし、ヘイトスピーチと性的マイノリティに関する大阪府の姿勢を明確にするため、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（性の多様性理解増進条例）が、また同年11月には、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）がそれぞれ制定されています。

## (2) 本市における人権に関する取り組みの状況

### ① これまでの取り組みの経過

羽曳野市においては、昭和58(1983)年に核兵器の廃絶・製造及び使用の禁止を主旨とした「非核平和都市宣言」を、平成元(1989)年には「人権擁護都市宣言」を行い、基本的人権を尊重し、真に自由で差別のない社会の確立をめざしてきました。

平成12(2000)年には、市民の役割、市の役割などを定め、すべての差別をなくし、人権が尊重され誇りある希望にあふれた豊かな人権文化のまちの実現をめざすことを目的に「羽曳野市人権条例」を制定しました。同じく平成12(2000)年に「羽曳野市人権教育のための国連10年行動計画」を策定し、市民一人ひとりの人権が尊重され真に自由・平等で平和な社会が実現できるよう、行動計画に沿った施策を進めています。

平成16(2004)年には、「羽曳野市人権審議会」により「羽曳野市の人権に関する施策について」が答申されました。そこでは「すべての人々の基本的人権が尊重される真に自由で差別のないまちの実現」「市民相互の理解を深め、市と市民が協働することによる誇りある希望にあふれた豊かな人権文化のまちの実現」の2つを基本理念として掲げ、人権に関する施策に対してより一層力を入れ効果的に取り組む必要があるとしています。

さらに、平成23(2011)年には、「羽曳野市人権審議会」が平成16(2004)年の「羽曳野市の人権に関する施策について」の答申を改訂し、基本理念などの方針は踏襲しつつも、時代の変化に伴う新たな人権課題への対応の必要性を示しました。この答申と同年に実施した人権に関する市民意識調査の結果や、国及び大阪府の人権施策の動向などを踏まえ、平成24(2012)年3月には第1期基本方針及び基本計画を策定しました。この趣旨に基づき、現在に至るまで人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、平成25(2013)年には「羽曳野市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進に関する基本理念、市、市民、事業者及び教育関係者の責務、性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止事項や男女共同参画の推進に関する基本的な施策について定め、平成29(2017)年3月には、第2期はびきのピーチプランでの取り組みの成果と課題などを踏まえ、「第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

平成28(2016)年に施行された部落差別解消推進法を受け、部落差別の解消に向けた効果的な施策の推進を図るため、羽曳野市人権審議会に「部落差別の解消に関する施策について」を諮問し、審議を経て、平成30(2018)年「部落差別の解消に関する施策について」として、「啓発」「教育」「相談体制の充実」「部落差別の実態調査、生活実態調査及び改善」の4つの項目に関する具体的な取り組みが答申されています。

令和2(2020)年には、市民の人権意識を把握し、本基本方針及び基本計画策定の参考とするため、「羽曳野市人権に関する市民アンケート」を実施しました。

## ② 第Ⅰ期基本方針及び基本計画の取り組みの評価・課題

---

本市では、第Ⅰ期基本方針及び基本計画に基づき、家庭をはじめ、幼稚園や保育園、学校のほか、社会教育など多様な場において、基本的人権の尊重の精神が培われるよう、また、市民が人権について正しい理解と認識を深められるよう様々な人権教育・啓発に取り組んできました。

しかし、今回の市民アンケート調査によると、前回の調査時より人権を身近な問題としてとらえるという人権意識の割合が向上しているものの、「人権」を身近なもの、我が事として感じていない人の割合も、いまだ一定数見受けられます。

憲法の基本理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重を地域社会で具現化していくことが必要であり、とりわけ基本的人権の尊重は、市民の暮らしに密接にかかわる重要な理念です。人権尊重の意識を高めるためには、市民一人ひとりが、様々な人権について理解を深め、人権を身近なもの、我が事としてとらえることが大切になります。ひいては、人権の意義や重要性を単に知識として得るだけでなく、その得た知識が日常生活の中で行動や態度となって現れることが必要です。

その実現のためには、まず市職員が「人権」に関する責任の重大性を改めて自覚し、そして人権行政の担い手であるという認識を十分にもつこと、そのうえで担当業務ごとに「人権」をとらえるのではなく、行政全体として普遍的な「人権」という概念により業務を遂行することがこれまで以上に必要となります。

行政におけるすべての施策をこのような人権尊重の視点を持って取り組むことにより、市民の人権尊重意識を高め、第Ⅰ期基本方針及び基本計画の2つの基本理念である、いつまでも自分らしく幸せに暮らしていけるまちの実現、お互いの人権を尊重し、ともに支えあうまちの実現をめざします。

### ③ 市民アンケートの結果でみる市民の人権意識の変化

令和2(2020)年8月から9月に実施した「羽曳野市人権に関する市民アンケート」(以下「今回の調査」という。)の結果から人権に関する意識の傾向を分析しました。

その結果、浮き彫りになったポイントを示すと次のとおりです。

なお、今回の調査結果の概要については、資料編・88ページを参照してください。

#### (ア) 今回の調査から読み取れる人権に関する意識の傾向

##### ◆人権全般について

- ① 人権に関する学習を通じて、人権問題を自分事として捉える市民が増えてきている。
- ② 差別は間違った行為であると認識する市民は多いものの、差別の原因を差別される側にあると考えるなど人権学習の経験の有無により差別の原因に関する考え方などに差がみられる。
- ③ 若い世代ほど多様性に対する受容度が高い傾向がみられる。
- ④ 多くの市民が性別役割分担について問題意識を持っている。
- ⑤ 保護者がしつけとして子どもを叩く行為は虐待にあたるという認識は未だ半数に満たない。
- ⑥ 「部落」や「外国人」を忌避する意識は40歳代前後にやや高い傾向がみられる。
- ⑦ 人権侵害を受けても公的機関に相談する人は少ない。

##### ◆個別の人権問題について

- ① 法律や制度の整備が進められてきたにもかかわらず、男女の固定的な役割分担意識や、職場での男女の待遇格差などへの問題意識が一層強くなっている。
- ② 高齢者の人権では、権利侵害や人権侵害に関して、特に悪徳商法や詐欺による被害のほか虐待、住宅入居の困難さなどの問題への関心が高まっている。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の発生による様々な人権侵害が感染症・難病患者等の人権問題への関心を高める背景となっている可能性がある。
- ④ インターネットによる人権侵害について、人権学習の経験の有無で危機感に差がみられる。

#### (イ) アンケート結果からうかがえる今後の課題及び取り組みの方向性

以上の人権に関する市民意識の傾向や昨今の人権を取り巻く状況などを踏まえ、今後の取り組むべき課題やその方向性をまとめると次のとおりです。

##### ○人権問題を他人事から我が事へと捉え理解を深める人権教育・啓発の推進

今回の調査の結果全般から、人権に対する市民の意識は向上し、人権を自分にとって身近な問題、差別は間違った行為であるとの認識が進んできている様子がうかがえます。

しかし、「人権」を身近なもの、我が事として感じていない人やどちらとも言えないという人も一定数存在し、このことで、差別や偏見を生み出している可能性があります。

人権問題を他人事から我が事として捉え、人権についての正しい知識、他者的心情をくみ取り豊かな感性や想像力を培うための教育・啓発を引き続き進める必要があります。

## ○多様性を認め合い、様々な人権問題の解決に向かう意識の醸成と態度の育成

今回の調査結果では、10～30歳代の若い年代の多くは様々な人権問題に関する教育を受けてきた経験があり、外国人をはじめ障害者や男女共同参画など多様な人権に対する受容度が比較的高い傾向がみられます。また、「セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）」という言葉が近年広がる中、性的指向・性自認に関する人権上の問題意識についても、若い世代ほど「わからない」の回答割合は低く、性的少数者が受ける差別や偏見、置かれた立場を自分なりに理解し受け止めている様子がうかがえます。

特に性のあり方は、個人の尊厳に関わる問題であり、身体の性のみで性別を決めつけるのではなく、心の性を尊重し、一人ひとりの性の多様性を認め合うことが大切です。様々な価値観や幅広い年齢層、国籍の人などによって社会は成り立っていることを理解し、互いに認め合い多様性を理解することで、それぞれが支え合って生きるという共生の心を育み、合わせて、様々な人権問題の解決に積極的に関わろうとする意識の醸成と態度の育成につなげていくことが大切です。

令和2(2020)年1月頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、外出の自粛をはじめ、多くの社会・経済活動が停止し、人と会う機会の減少、減収や失業による生活困窮状態などの問題が発生する一方で、同感染症の患者や患者に関わる医療従事者への偏見や差別、排斥など人権侵害にあてはまるような行為が数多く起きました。自ら感染を避けたいと思う防衛本能が過剰に反応し、偏見や差別につながったものと考えられます。今回の調査結果でも、それら偏見・誹謗中傷があることを問題視する回答が9割近くに上っています。

感染者が差別されるのを恐れて感染を隠すことになれば、その行為自体が感染を広げ、感染者に対する排斥や差別はさらに深刻化することにつながりかねません。排斥や差別が生み出されないようにするにはどうすべきか、誰もが立ち止まって考えることが必要です。

## ○インターネットなど情報通信技術の正しい理解と適切な利用

この10年間でスマートフォン等の機器やソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)といったコミュニケーションツールが普及する一方で、インターネットの匿名性を悪用し、特定の個人や集団に向けた誹謗中傷やいじめなどの人権侵害が発生し、それにより自殺などに追い込まれたり業務に支障が生じたりするケースは少なくありません。今回の調査結果では、10年前の結果に比べ、インターネット上の書き込み等による人権侵害が、「子どもの人権問題」や「部落差別の人権問題」で10ポイント以上増加しています。

また、インターネットを使って人権侵害が行われている問題について回答者全体の80%近くがこの人権問題を知っていると答えています。しかし、人権学習の経験有無別でみると、知っている割合は学習経験のある人が86.6%に対し学習経験のない人は65.3%で、学習経験の有無で20ポイント以上の差がみられます。

インターネットをはじめとする情報通信技術(ＩＣＴ)については、今後一層発展・高

度化が見込まれることから、ＩＣＴ技術を利用する個人一人ひとりがプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解と適切に使いこなす能力を培うための教育・啓発がより重要となっています。

### ○一生涯を通じた人権教育・啓発と市民・行政が協働した取り組みの推進

人生100年時代においては、より多様な生き方が重視されるため、何歳でも学び直しができる社会が求められています。人権に関する教育、学習においても例外ではありません。今回の調査結果では、全般的に若い世代ほど人権意識の高い傾向がみられ、学校での人権教育が一定の成果をもたらしていると考えられます。

このような学校教育で培った資質をより定着させるため、家庭や地域等における人権教育・啓発を通じた人権意識の深化をめざす取り組みが重要です。また、今回の調査結果では、年代により人権に関する意識の違いもみられることから、一生涯を通して、ライフステージの各段階に応じた人権教育・啓発を充実させることが必要です。

これらの取り組みを進めるには、行政だけではなく、市民や市民団体、企業・事業所、各種団体等との連携により施策を効果的に推進していくことが重要であることから、市民と行政が協働して取り組める仕組みをつくることが重要です。

### ○人権に関する相談窓口のわかりやすい情報提供と相談支援体制の充実

今回の調査結果では、今までに人権侵害を受けた経験があると回答した人は、回答者全体の約4人に1人で、そのうちの約25%は「何もしなかった」「何もできなかった」と回答しています。人権侵害を受けた場合の相談先は、友達や学校の先生、家族など日常的に身近にいる人が多くなっています。一方、法務局・人権擁護委員や市役所などへの相談は少なくなっています。これら相談機関等に関する情報をわかりやすく市民に伝えていく必要があります。

また、人権侵害に関する相談については、本市が行う人権擁護委員による人権相談、人権文化センターで行っている総合相談のほか、法務局などの関係機関においても対応しています。しかしながら、近年の相談内容の多様化・複雑化などにともない、より身近なところで気軽に相談できる環境を整えていくとともに、人権侵害の状況に応じ適切な支援ができる体制を充実していく必要があります。

## 2 基本方針及び基本計画の位置づけ

本基本方針及び基本計画は、第6次羽曳野市総合基本計画に定める人権が尊重されるまちづくりの方針を、総合的、計画的、かつ具体的に推進するために、中・長期的な視点に立った人権施策の基本的な方向を示すものです。また、様々な個別の人権課題の解決に向け、適切な施策を推進するための指針でもあります。

本市が策定している分野別計画を進める場合、また今後新たな計画を策定、既存の各種計画の見直しを行う際には、本基本方針及び基本計画の基本的な考え方、趣旨を尊重し整合性を図ります。

また、本基本方針及び基本計画は市民や企業、各種団体との協働により実現を図るためのガイドラインでもあり、市民生活や企業・団体等の活動の中で、一人ひとりが人権尊重の考

え方を踏まえ、自主的に協力し合って取り組むように働きかけを行っていきます。

国連において採択されたSDGsの視点を踏まえた、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への総合的な取り組みを進めることができます。

今後の関連計画の見直し等を見据えて整合性を図り、施策の評価・検証を通じて、SDGsへの取り組みの意識の醸成・定着につなげながら、SDGsの目標達成に貢献していくものとします。

### ■ SDGsとは…

「Sustainable Development Goals」の略語。

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。



## 3 基本方針及び基本計画の期間

本基本方針及び基本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10カ年とします。

なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、国及び大阪府の施策との整合を図りながら必要に応じ計画の見直しを行うなど弾力的な運用を図ります。

また、本計画における施策が効果的に推進できるよう進捗状況を管理するとともに、計画の中間年に見直しを行い、計画の実効性が高まるよう努めます。